

議第12号

高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

食事の提供の特例に係る搬入施設に義務教育諸学校等を追加するため改正しようとする。

高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年高山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（食事の提供の特例） 第16条（略） 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)・(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p>	<p>（食事の提供の特例） 第16条（略） 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)・(2)（略） <u>(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であつて、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）</u> (4)（略）</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。